

# さいたま市契約公報

第6号

平成27年3月31日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

## 目次

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1件）
  - さいたま市図書館電算システムサーバ機器等賃貸借・・・・・・・・・・・・・1
- 特定調達契約の落札者等の公示（4件）
  - さいたま市情報通信基盤LAN機器賃貸借(H28年3月整備分)・・・・・・・・・・・・・5
  - さいたま市保健所・健康科学研究センターで使用する電気・・・・・・・・・・・・・5
  - さいたま市東部環境センターリサイクル処理施設運転管理業務・・・・・・・・・・・・・5
  - さいたま市下水処理センターで使用する電気・・・・・・・・・・・・・5
- 公募型プロポーザル方式の手続の開始（4件）
  - さいたま市健康マイレージシステム構築業務・・・・・・・・・・・・・5
  - （仮称）さいたま市がん対策基本計画策定業務・・・・・・・・・・・・・8
  - さいたま市ユニバーサルスポーツフェスティバル運営業務・・・・・・・・・・・・・10
  - さいたま市立病院施設整備実施設計業務  
に関するCM（コンストラクション・マネジメント）業務・・・・・・・・・・・・・13
- 競争入札参加資格関連の告示（4件）
  - 平成27・28年度競争入札の参加資格に関する審査の結果・・・・・・・・・・・・・15
  - 平成27・28年度建設工事の請負に係る競争入札に  
参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分の方法・・・・・・・・・・・・・16
  - 平成27・28年度建物管理等、警備及び清掃の業務に係る  
競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分の方法・・・・・・・・・・・・・22
  - 平成27年度特定調達契約に係る  
競争入札に参加する者に必要な資格及びその申請方法等・・・・・・・・・・・・・24

## ○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

### さいたま市公告（調達）第27号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

平成27年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市図書館電算システムサーバ機器等賃貸借

### (2) 借入場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1外

(3) 数量・特質等  
仕様書のとおり

(4) 借入期間

平成28年3月1日から平成33年2月28日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成27年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成27・28年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等)(以下「名簿」という。)に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けているものとみなす。名簿に登載のない者(当該営業種目について登載がない者を含む。)は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により平成27年4月6日(月)までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置、設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が発生した場合には即時に対応ができること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市立中央図書館管理課  
担当 企画・調査係 電話 048(871)2176

(2) 交付期間

公告の日から平成27年4月30日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

## 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
  - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
  - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間

3(2)に同じ
- (3) 受付場所

3(1)に同じ
- (4) 提出方法

持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

  - (1) 交付場所

3(1)に同じ
  - (2) 交付日時

平成27年5月14日(木) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
  - (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
  - (1) 入札方法

単価(月額)で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
    - ア 受領期限

平成27年5月20日(水) 書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。
    - イ 送付先

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市立中央図書館管理課
  - (3) 入札の日時及び場所
    - ア 日時

平成27年5月22日(金) 午後2時00分
    - イ 場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市立中央図書館
  - (4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
  - (5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年5月22日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市立中央図書館管理課  
電話 048(871)2176

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市立中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Servers and Peripheral Devices for Saitama Municipal Library's Computer System

(2) Date and time of tender:

May 22, 2015, 2:00 pm

(3) Contact point for the notice:

Management Division, Saitama Municipal Chuo Library, Saitama City

11-1 Higashi Takasago, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-0055, Japan

Tel: 048-871-2176

○特定調達契約の落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦公告又は公示をした日 ⑧随意契約によることとした理由

**さいたま市公示第10号**

①さいたま市情報通信基盤LAN機器賃貸借(H28年3月整備分) 一式 ②さいたま市政策局政策企画部情報システム課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ③平成27年2月18日 ④NTTファイナンス株式会社関東支店 支店長 木田治光 さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル14F ⑤547,020円(月額) ⑥一般競争入札 ⑦平成27年1月5日さいたま市公告(調達)第63号

**さいたま市公示第11号**

①さいたま市保健所・健康科学研究センターで使用する電気 2,206,800キロワット時 ②さいたま市保健福祉局保健所保健総務課 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 ③平成27年3月4日 ④株式会社F-Power 代表取締役 洞洋平 東京都港区六本木1-8-7 ⑤40,859,110円 ⑥一般競争入札 ⑦平成27年1月20日さいたま市公告(調達)第10号

**さいたま市公示第12号**

①さいたま市東部環境センターリサイクル処理施設運転管理業務 一式 ②さいたま市役所環境局施設部東部環境センター さいたま市見沼区大字膝子626-1 ③平成27年3月11日 ④株式会社ウィズウェイトジャパン 代表取締役 山田耕 さいたま市大宮区大成町2-224-1 ⑤245,646,000円 ⑥随意契約 ⑦平成27年1月20日さいたま市公告(調達)第12号 ⑧地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

**さいたま市公示第13号**

①さいたま市下水処理センターで使用する電気 2,239,000キロワット時 ②さいたま市建設局下水道部下水処理センター さいたま市浦和区大原5-14-1 ③平成27年3月10日 ④東京電力株式会社さいたま支社 支社長 遠藤剛 さいたま市中央区本町西4-17-10 ⑤(1)基本料金：契約電力1キロワットにつき1,269円00銭 (2)ピーク時間：1キロワット時につき20円71銭 (3)昼間時間：夏季料金20円01銭、その他料金18円61銭 (4)夜間時間：1キロワット時につき12円45銭 ⑥随意契約 ⑧政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)第13条第1項(a)(i)号該当

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

**さいたま市告示第382号**

さいたま市健康マイレージシステム構築業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

平成27年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 企画提案書の招請に付する事項

### (1) 件名

さいたま市健康マイレージシステム構築業務

### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課外

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

## 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書を提出しようとする者（JV〈共同企業体〉を構成する全ての者を含む）は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成27年・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「イベント・催事」、「製作等」、「電算」又は「その他」で掲載されていること。

(2) JV〈共同企業体〉により提出しようとする場合は、とりまとめ事業者（連絡窓口）を設定すること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(4) 本告示をした日から企画提案日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(5) 企画提案書を提出しようとする者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）が、当該業務と同規模以上の契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。

## 3 企画提案書招請説明書等の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2(1)の要件を満たす者に対し、企画提案書招請説明書等を交付する。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課

担当 保健係 電話 048(829)1294

(2) 交付期間

平成27年4月1日(水)から平成27年4月9日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

窓口にて企画提案書招請説明書等(CD-ROM)を交付する。

4 参加表明書の提出

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加表明書 1部

(2) 提出期間

平成27年4月2日(木)から平成27年4月9日(木)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参(郵送不可)

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(正本1部、副本8部(複写可)及び企画提案書一式がPDF形式で保存されているCD-ROM又はDVD-ROM1枚)

イ 見積書(見積内訳書含む)

ウ その他企画提案招請説明書に定める書類

(2) 提出期間

平成27年4月2日(木)から平成27年4月16日(木)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参(郵送不可)

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

6 企画提案書提案会

企画提案書の提出者は、企画提案書提案会において、提案内容の説明をすること。なお、企画提

案書提案会は、平成27年4月22日（水）を予定しており、詳細な日時、場所については、参加表明者数の確定後に通知する。

## 7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、企画提案書提案会を開催し、本市の定める業者選定委員会における審査を行ったうえで、委託業者を決定する。なお、審査方法等詳細については、企画提案招請説明書等に記載する「企画提案書提案会及び審査の実施」を参照すること。

## 8 その他

- (1) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部健康増進課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (5) 詳細は、企画提案書招請説明書による。

## さいたま市告示第383号

（仮称）さいたま市がん対策基本計画策定業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

平成27年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名  
（仮称）さいたま市がん対策基本計画策定業務
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課外
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結の日から平成28年3月31日まで

### 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」又は「その他」で掲載されていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本告示をした日から企画提案日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停



止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 企画提案書を提出しようとする者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）が、当該業務と同規模以上の契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。

### 3 企画提案書招請説明書等の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2(1)の要件を満たす者に対し、企画提案書招請説明書等を交付する。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局保健部健康増進課  
担当 保健係　電話　048（829）1294

#### (2) 交付期間

平成27年4月1日（水）から平成27年4月9日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

#### (4) 交付方法

窓口にて企画提案書招請説明書等（CD-ROM）を交付する。

### 4 参加表明書の提出

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加表明手続きを行うこと。

#### (1) 提出書類

参加表明書　1部

#### (2) 提出期間

平成27年4月2日（木）から平成27年4月9日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

#### (3) 提出場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参（郵送不可）

### 5 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

ア 企画提案書（正本1部、副本8部（複写可）及び企画提案書一式がPDF形式で保存されているCD-ROM又はDVD-ROM1枚）

イ 見積書（見積内訳書含む）

ウ その他企画提案招請説明書に定める書類

#### (2) 提出期間

平成27年4月2日（木）から平成27年4月16日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参（郵送不可）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める要件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

6 企画提案書提案会

企画提案書の提出者は、企画提案書提案会において、提案内容の説明をすること。なお、企画提案書提案会は、平成27年4月22日（水）を予定しており、詳細な日時、場所については、参加表明者数の確定後に通知する。

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、企画提案書提案会を開催し、本市の定める業者選定委員会における審査を行ったうえで、委託業者を決定する。なお、審査方法等詳細については、企画提案招請説明書等に記載する「企画提案書提案会及び審査の実施」を参照すること。

8 その他

(1) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部健康増進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 提出された企画提案書は、返却しない。

(5) 詳細は、企画提案書招請説明書による。

**さいたま市告示第391号**

次のとおり、さいたま市ユニバーサルスポーツフェスティバル運営業務について、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

平成27年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市ユニバーサルスポーツフェスティバル運営業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区新都心10 けやきひろば

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から平成27年9月28日まで

## 2 企画提案書の提出者の資格

企画提案書を提出しようとする者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成27年4月1日において、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）の業務「イベント・催事」に登録されていること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) この告示をした日から契約締結日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体から「イベント・催事」業務を平成21年度以降に受託し、かつ履行した実績を有する者であること。

## 3 企画提案に係る招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、1部を無償で直接貸与する。

- (1) 交付場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部障害福祉課  
担当 ノーマライゼーション推進係 電話 048（829）1306
- (2) 交付期間  
平成27年4月1日（水）から平成27年4月20日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

## 4 参加表明手続

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加表明手続を行うこと。

- (1) 提出書類  
次の書類を提出すること。
  - ア 参加申込兼資格確認申請書
  - イ 2(4)の資格を有することを証する書面の写し
- (2) 提出方法  
持参（郵送では受け付けない。）
- (3) 提出期間  
3(2)に同じ
- (4) 提出場所  
3(1)に同じ

## 5 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込兼資格確認申請書の提出を行った者に対し、参加資格確認終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

平成27年4月24日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類をそれぞれ原本1部、写し9部を提出すること。

ア 企画提案書

イ 見積書

(2) 提出方法

持参（郵送では受け付けない。）

(3) 提出期間

平成27年4月24日（金）から平成27年5月15日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(4) 提出場所

3(1)に同じ

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

7 業者決定の方法

業者決定は、審査（企画提案審査委員会）を実施し、委託業者を選定する。

業者決定に当たっての審査方法等は、「3 企画提案に係る招請説明書の交付」で本市が配布する企画提案書招請説明書の「審査基準及び審査方法」を参照すること。

8 企画提案審査委員会

企画提案書の提出者は、企画提案審査委員会において、提案内容の説明をすること。

- ・ 企画提案審査委員会の実施日及び場所

平成27年5月下旬（予定）

詳細な日時及び場所については、企画提案書提出者数の確定後に通知する。

9 その他

(1) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、返却しない。

(3) 詳細は、企画提案書招請説明書による。

## さいたま市告示第374号

次のとおり、さいたま市立病院施設整備実施設計業務に関するCM（コンストラクション・マネジメント）業務について、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

平成27年3月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 企画提案書の招請に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立病院施設整備実施設計業務に関するCM（コンストラクション・マネジメント）業務

#### (2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460

さいたま市保健福祉局市立病院経営部庶務課病院施設整備室

#### (3) 業務概要

平成27年度に実施する実施設計業務と十分に整合を図りながら、コスト管理などの各種マネジメント業務を行い、適正なコスト管理による効率的な施設整備を実施するための支援をすること。

#### (4) 履行期限

契約締結日から平成28年3月31日まで

### 2 企画提案書の提出者の資格

企画提案書を提出しようとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 平成27年4月1日において、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に業種分類名「建築関連コンサルタント／医療及び社会福祉施設」で登載されている者であること。

(2) 一般病床が300床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の同種業務を平成17年度以降に受託しかつ履行した実績を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 「さいたま市立病院施設整備基本設計業務委託」を受注した者及びその者と資本関係がある者

(4) この告示をした日から企画提案書等提出期限までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 企画提案に係る招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2の要件を満たすものに対し、無償で交付する。

(1) 交付場所

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460

さいたま市保健福祉局市立病院経営部庶務課病院施設整備室

電話 048-873-4170

(2) 交付期間

平成27年4月1日（水）から平成27年4月9日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

4 参加表明手続

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加表明手続を行うこと。

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

ア 参加申込兼資格確認申請書

イ 本告示の2(2)の資格を有することを証する書面の写し

(2) 提出方法

持参（郵送では受け付けない。）

(3) 提出期間

平成27年4月1日（水）から平成27年4月10日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(4) 提出場所

3(1)に同じ

5 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込兼資格確認申請書の提出を行ったものに対し、参加資格確認終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

平成27年4月14日（火）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類をそれぞれ原本1部、写し10部を提出すること。

ア 企画提案書

イ 見積書

(2) 提出方法

持参（郵送では受け付けない。）

(3) 提出期間

平成27年4月14日（火）から平成27年4月22日（水）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(4) 提出場所

3(1)に同じ

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

7 業者決定の方法

業者決定は、審査（企画提案書提案会）を実施し、委託業者を選定する。

業者決定に当たっての審査方法等は、「3 企画提案に係る招請説明書の交付」で本市が配付する企画提案書招請説明書の「審査基準及び審査方法」を参照すること。

8 企画提案書提案会

企画提案書の提出者は、企画提案書提案会において、提案内容の説明をすること。

- ・ 企画提案書提案会の実施日及び場所

平成27年4月27日（月）予定

詳細な時間及び場所については、企画提案書提出者数の確定後に通知する。

9 その他

(1) この企画提案書の招請手続に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、返却しない。

(3) 詳細は、企画提案書招請説明書による。

○競争入札参加資格関連の告示

さいたま市告示第365号

さいたま市水道局告示第28号

平成27・28年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する審査結果について、次のとおり公表する。

平成27年3月25日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 日 野 徹

競争入札参加有資格者数

	市内	県内	県外	合計
建設工事	552	656	1088	2296
設計・調査・測量	161	227	809	1197
土木施設維持管理	267	228	113	608
物品納入等	733	280	1124	2137
業務委託	721	308	1593	2622
合計	2434	1699	4727	8860

※主たる営業所の所在地による

## さいたま市告示第366号

## さいたま市水道局告示第29号

平成27・28年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。

平成27年3月25日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 日 野 徹

### 1 等級区分する業種

等級区分は、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業について行うものとし、他の業種については行わない。

### 2 等級区分する方法

等級区分は、3に定める資格審査数値及び4に定める技術者数を基に5に定める等級区分基準に従って、業種ごとに行うものとする。

### 3 資格審査数値

資格審査数値は、次に掲げる点数の合計した数値とする。

#### (1) 経営事項審査の総合評定値

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点）とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「組合」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

(ア) 工事の種類別年間平均完成工事高

(イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高

(ウ) 自己資本の額

(エ) 利益額

(オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。



る。

(2) 発注者別評価点

発注者別評価点は、次に定める項目の付与点数を合計した点数とする。ただし、発注者別評価点の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価点の合計を0点とする。

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
災害時復旧協力協定締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成26年12月1日現在、さいたま市長と「災害時における応急復旧業務に関する協定」又は「災害時における応急復旧業務に関する協定書」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること</li> <li>○ 平成26年12月1日現在、さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、又は「震災時における復旧工事の協力に関する協定」を締結し、復旧工事に協力することとなっていること</li> <li>○ 平成26年12月1日現在、さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定書」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること</li> <li>○ 上記のほか上記と類似の協定等について、平成26年12月1日現在、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること</li> </ul>	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種
品質管理	<p>公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合</p> <p>なお、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。</p>	20点	全者・申請全業種

優秀建設工 事業者表彰	平成25年度・平成26年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞1案件につき20点	受賞者・該当業種
地域加算	さいたま市内に建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に基づく主たる営業所を有する者	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性技術者 の雇用	建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る女性技術者が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。） なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記の要件を加点対象とする。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
障害者雇用	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者 なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
入札参加停 止	平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点	1月につき－5点	全者・申請全業種

環境への配慮等	<p>公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、若しくは一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合</p> <p>なお、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。</p>	20点	全者・申請全業種												
子育て支援	<p>次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合</p> <p>なお、協同組合等については、当該協同組合等としての計画を策定し、届出を行った場合又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合を加点対象とする。</p>	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種												
工事成績	<p>① 平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点（共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。）</p> <p>② ①の算出の基礎となった工事成績中65点に満たない案件があった場合</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="839 1178 999 1256">工事成績 平均点</th> <th data-bbox="999 1178 1134 1256">加減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="839 1256 999 1312">82点以上</td> <td data-bbox="999 1256 1134 1312">30点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1312 999 1391">79点以上 82点未満</td> <td data-bbox="999 1312 1134 1391">20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1391 999 1469">76点以上 79点未満</td> <td data-bbox="999 1391 1134 1469">10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1469 999 1547">65点以上 76点未満</td> <td data-bbox="999 1469 1134 1547">0点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1547 999 1603">65点未満</td> <td data-bbox="999 1547 1134 1603">-20点</td> </tr> </tbody> </table> <p>1案件につき-5点</p>	工事成績 平均点	加減点	82点以上	30点	79点以上 82点未満	20点	76点以上 79点未満	10点	65点以上 76点未満	0点	65点未満	-20点	全者・該当業種
工事成績 平均点	加減点														
82点以上	30点														
79点以上 82点未満	20点														
76点以上 79点未満	10点														
65点以上 76点未満	0点														
65点未満	-20点														

CPDS / CPD (継続学習) の取組み状況	<p>CPDS / CPD (継続学習) に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。ただし、下記①～③については、平成21年10月1日から平成26年9月30日までの間に取得したもの、④については、平成22年4月1日から平成26年9月30日までの間に取得したものとする。</p> <p>① 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>② 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数</p> <p>③ 「公益社団法人土木学会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数</p> <p>なお、協同組合等については、申請時において、当該協同組合等に上記の要件を満たしている技術者が在籍している場合を加点対象とする。</p>	<p>①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	<p>市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者</p> <p>①対象業種 土木工事業 管工事業 ほ装工事業</p> <p>②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業</p> <p>③対象業種 土木工事業 管工事業 ほ装工事業</p> <p>④対象業種 造園工事業</p>
		取得単位数	配点														
		1～19	1点														
		20～39	2点														
		40～59	4点														
		60～79	6点														
		80～99	8点														
		100～	10点														
		<p>②建築CPD運営会議</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>12～23</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>24～35</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>36～47</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>48～59</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>60～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～11	1点	12～23	2点	24～35	4点	36～47	6点	48～59	8点	60～	10点	
		取得単位数	配点														
1～11	1点																
12～23	2点																
24～35	4点																
36～47	6点																
48～59	8点																
60～	10点																
<p>③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～49</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>50～99</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>100～ 149</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>150～ 199</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>200～ 249</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>250～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～49	1点	50～99	2点	100～ 149	4点	150～ 199	6点	200～ 249	8点	250～	10点			
取得単位数	配点																
1～49	1点																
50～99	2点																
100～ 149	4点																
150～ 199	6点																
200～ 249	8点																
250～	10点																
<p>※申請業種ごとの上限は10点とする</p>																	

(3) 表中にある「協同組合等」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。

(4) 表中にある評価項目「子育て支援」における「又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合」については、平成27年4月1日以降に実施する競争入札参加資格審査から適用する。

#### 4 技術者数

技術者数は、1級相当技術者の数であり、さいたま市競争入札参加資格に関する公示に定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄に記載された者の数とする。なお、官公需適格組合については、3(1)ア(ウ)に定める技術職員のうち1級相当技術者の合計値とする。

#### 5 等級区分基準

##### (1) 土木工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が5人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が2人以上
C	資格審査数値が700点未満

##### (2) 建築工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	資格審査数値が700点未満

##### (3) とび・土工工事業、電気工事業及びは装工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上
C	資格審査数値が710点未満

##### (4) 管工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	資格審査数値が710点未満

##### (5) 造園工事業

等級	基準
A	資格審査数値が750点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
B	資格審査数値が600点以上
C	資格審査数値が600点未満

さいたま市告示第367号

さいたま市水道局告示第30号

平成27・28年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建物管理等、警備及び清掃の業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（格付）（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。

平成27年3月25日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 日野 徹

1 等級区分する方法

等級区分は、2に定める資格審査数値を基に5に定める等級区分基準に従って、業務ごとに行うものとする。

2 資格審査数値

資格審査数値は、3に定める経営財務状況の数値に4に定める発注者別評価点を加算した数値とする。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合のうち、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る業務の官公需適格組合（以下「組合」という。）の算出方法の特例の適用を希望する者の資格審査数値は、3(6)に定める「営業期間」を除き当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の合計値を用いて算出するものとする。

なお、4(2)に定める「子育て支援」の表「届出又は認定」の項中「又は認定」及び4(2)表以外の部分文中「又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合」については、平成27年4月1日以降に実施する競争入札参加資格審査から適用する。

3 経営財務状況

経営財務状況の数値は、次に掲げる点数の合計した数値とする。

(1) 平均売上高

平均売上高	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
数値	35点	33点	31点	29点	27点	25点
平均売上高	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
数値	23点	21点	19点	17点	15点	13点
平均売上高	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	
数値	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
数値	15点	14点	13点	11点	9点	7点

自己資本の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	
数値	5点	3点	2点	1点	-2点	

(3) 流動比率

流動比率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
数値	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
数値	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従業員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
数値	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営業期間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
数値	10点	8点	6点	4点	2点	0点

4 発注者別評価点

発注者別評価点は、次に掲げる数値を合計した点数とする。ただし、発注者別評価点の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価点の合計を0点とする。

(1) 障害者雇用

雇用	法定雇用障害者数以上を雇用している	法定雇用障害者数以上を雇用していない	<p>○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者。</p> <p>○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者。</p> <p>※ なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。</p>
数値	5点	0点	

(2) 子育て支援

届出 又は 認定	有	無
数値	5点	0点

- 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合。
- ※ なお、協同組合等については、当該協同組合等としての計画を策定し、届出を行った場合又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合を加点対象とする。

(3) ISO・エコアクション21認証取得

認証 取得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
数値	5点	0点	5点	0点

- 加点対象となる認証範囲は、建物管理等業務又は警備業務若しくは清掃業務の場合のいずれかとする。
- ※ なお、協同組合等については、当該協同組合等として認証取得している場合を加点対象とする。

(4) 入札参加停止

入札 参加 停止	平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間の入札参加停止期間に応じ減点
数値	1月につき-1点（1月未満の端数は切上げ）

5 等級区分基準

等級	基準
A	資格審査数値が70点以上
B	資格審査数値が50点以上70点未満
C	資格審査数値が50点未満

さいたま市公示第14号

さいたま市水道局公示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めたので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）第3条及びさいたま市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成15年水道部企業管理規程第23号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 日野 徹



1 調達をする物品等又は役務の種類（以下「申請区分」という。）

(1) 建設工事の請負（以下「建設工事」という。）

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
ほ装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業		

(2) 物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び不用品の買受等（以下「物品納入等」という。）

印刷	図書・地図	事務用品・什器
学校・保育用品	日用品	繊維品
医療・衛生・福祉器材	広告・装飾	電気機器
精密機械	輸送機器	一般機器
燃料・油脂・燃焼器具	農・林・水産物	消防・安全・災害対策用品
資材	環境対策	レンタル・リース
物品の修理及び不用品の買受	その他	

(3) 設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）

測量
建築関連コンサルタント
地質調査
補償コンサルタント
建設コンサルタント

(4) 道路、河川、苑池及び下水道の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）

(5) 建物管理等役務の提供に関する業務（以下「業務委託」という。）

建物管理等	警備	清掃
保守点検	施設運転管理	廃棄物処理
運送・運行	給食	イベント・催事
製作等	検査・測定・調査	計画策定
電算	文書管理	福祉サービス
その他		

2 競争入札に参加することができる者

平成27年度競争入札に参加することができる者は、さいたま市の特定調達契約に係る競争入札

の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。なお、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とみなす。

### 3 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長及び水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 建設工事の請負において、名簿登載者が、当該資格者名簿に登載された建設業の種類（以下「業種」という。）について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可（以下「建設業許可」という。）を受けていないとき

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないとき

(3) 測量の業務について、名簿登載者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(4) 建築関連コンサルタント業務について、名簿登載者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(5) 前各項に掲げるもののほか、名簿登載者が、許可、認可又は登録等（以下「登録等」という。）を営業の要件とする業務又は物品の調達について、登録等を受けていないときは、当該業務又は当該物品の調達に係る競争入札に参加することができない。

### 4 資格審査を受けることができない者

(1) 3の競争入札に参加できない者として定められた要件のいずれかに該当する者

(2) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業者にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(3) 別に定める期間で地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業者にあっては個人市民税ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(4) 経常建設共同企業体（経常JV）として資格審査を受けようとする者

## 5 資格審査申請の方法

### (1) 資格審査申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1に掲げる申請区分に応じて、資格審査申請書に別表1に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を添えて、市長等に申請しなければならない。

ただし、申請者が外国で事業を営む者である場合には、提出書類のうち、提出が著しく困難であると市長等が認めるものについて、市長等が指定する書類をもってこれに代えること又は提出を省略することができる。

### (2) 資格審査申請書の入手方法

資格審査申請書は、ホームページからダウンロードすることができる。また、次の場所において無償で配布する。

ア さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課

イ さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目18番2号 さいたま市水道局業務部管財課

### (3) 資格審査申請の受付

#### ア 受付期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日。ただし、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる日は除く。

#### イ 受付時間

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

#### ウ 受付場所

(ア) さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課

(イ) さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目18番2号 さいたま市水道局業務部管財課

### (4) 資格審査申請に使用する言語等

ア 資格審査申請書は、日本語で記載すること。

イ 資格審査申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 資格審査申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記し、又は作成すること。

### (5) 資料等の請求

市長等は、資格審査に関し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

## 6 資格審査基準日

### (1) 建設工事

申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

### (2) 物品納入等、設計・調査・測量、土木施設維持管理及び業務委託

申請日直前の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、

各提出書類等について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

## 7 代理人

- (1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。
- (2) 建設工事に係る代理人は、業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とし、当該業種について建設業許可を受けている営業所でなければならない。
- (3) 設計・調査・測量に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とし、5人以内とする。なお、測量業務については、測量業者登録を受けている営業所でなければならない。また、建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている営業所でなければならない。
- (4) 物品納入等及び土木施設維持管理に係る代理人は、それぞれ1人とする。
- (5) 業務委託に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

## 8 競争入札参加資格の等級区分

### (1) 建設工事

資格審査数値は、資格審査基準日における経営事項審査の総合評定値に、別表2に定める発注者別評価点を加算した数値とし、業種別に等級の区分を行う。

#### ア 等級区分を行う業種

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業

#### イ 業種別の等級

- (ア) 土木工事業及び建築工事業は、S級、A級、B級及びC級の4級に区分する。
- (イ) とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業は、A級、B級及びC級の3級に区分する。

### (2) 業務委託

資格審査数値は、別表3に定める経営財務状況の数値に、発注者別評価点を加算した数値とし、業務別に等級の区分を行う。

#### ア 等級区分を行う業務

建物管理等、警備及び清掃

#### イ 等級

A級、B級及びC級の3級に区分する。

### (3) その他

ア 別表1、別表2及び別表3にある「協同組合等」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。

イ 別表1、別表2及び別表3について、関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

## 9 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格認定の日から平成28年3月31日まで

### (2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、その年度ごとに公示する

ので当該公示に基づき申請すること。

#### 1 0 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

#### 1 1 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、直ちにその事実を証明する書類を添えて市長等に届け出なければならない。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出なければならない。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき

イ 法人が解散又は個人事業者の代表者が死亡したとき

ウ 営業停止命令を受けたとき

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき

オ 金融機関に取引を停止されたとき

カ 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき

#### 1 2 資格者名簿からの抹消

(1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消するものとする。

ア 3(1)に掲げる競争入札に参加できない者となったとき

イ 法人の解散又は個人事業者の代表者の死亡を確認してから90日を経過したとき

ウ 金融機関に取引を停止されたとき

(2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消することができる。

ア 11(1)又は(2)（ウ、エ及びカに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき

イ 競争入札参加資格申請、変更に関する届出に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき

(3) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種、業務又は営業種目について当該資格者名簿から抹消するものとする。

ア 建設工事にあつては、当該資格者名簿に登録されている業種についての建設業許可を受けていない者となってから、新たに建設業許可を受けることなく90日を経過したとき

イ 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となってから、新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき

ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となってから、新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき

- エ 登録等を営業の要件とする業務又は物品の調達に係る営業種目にあつては、登録等を受けていない者となつてから、新たに登録等を受けることなく90日を経過したとき
- オ 資格者名簿に登載されている業種、業務又は営業種目について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき

### 1.3 その他

詳細は、平成27年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表 1

添付書類	申請区分				
	建設 工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務 委託
履歴事項全部証明書又は現在事項全部 証明書（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○	○	○
法人税並びに消費税及び地方消費税の 納税証明書（その3の3）（写し可）【法 人のみ対象】	○	○	○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び 「消費税及地方消費税」の納税証明書 （その3の2）（写し可）【個人事業者の み対象】	○	○	○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業 者のみ対象】	○	○	○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、被 保佐人又は被補助人とする記録がない ことの証明書（被補助人にあっては、後 見登記等ファイルに記録されている事 項の証明書）（写し可）【個人事業者の み対象】	○	○	○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写 し	○				
建設業許可通知書又は許可証明書（写し 可）	○				
建設業許可申請書（表紙）及び別表（別 紙二）の写し	○				
資格情報を証明する書類の写し	○				
登録情報を証明する書類の写し			○		
障害者雇用状況報告書の写し又は 障害者雇用の証明書原本	○				○
I S O 認証取得登録証（9 0 0 1 ・ 1 4 0 0 1）の写し（申請業務について、取 得している場合のみ）	○				○
監理技術者の証明書原本	○				
建設業労働災害防止協会加入証明書（写 し可）	○				
代理申請する場合の委任状	○		○	○	
組合員名簿及び役員名簿 【協同組合等のみ対象】	○	○	○	○	○

添付書類		申請区分				
		建設 工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務 委託
官公需適格 組合の算出 方法の特例 を希望する 場合	官公需適格組合証明書の 写し	○				○
	経営事項審査の総合評定 値通知書の写し（組合と 組合員のもの）	○				
	官公需適格組合資格審査 数値計算表	○				○
	官公需適格組合の組合員 ごとの業務別内訳					○
	申請日現在有効な許可、 認可又は登録等の証明書 等の写し					○
	該当組合と組合員の決算 書類（申請日直近2ヵ年 分）（写し可）					○
委任状【代理人を置く場合のみ対象】		○	○	○	○	○
使用印鑑届		○		○	○	
さいたま市の市税納税証明書又は非課 税証明書（写し可）【さいたま市内に事 業所を有する場合】		○	○	○	○	○
個別情報報告書		○		○	○	
誓約書		○	○	○	○	○
エコアクション21の認証の写し ※ISO14001認証取得登録証を 提出する場合は不要です。		○				○
一般事業主行動計画策定・変更届（受 理印のあるもの）の写し 【主たる営業所の所在地がさいたま市 内の場合】		○				
女性技術者の資格者証、及び常勤して いることがわかる書類の写し（監理技 術者証、施工管理技士検定合格証明書、 健康保険証等）【主たる営業所の所在 地がさいたま市内の場合】		○				
CPDS／CPDで取得した単位数等 がわかる証明書の写し【主たる営業所の 所在地がさいたま市内で土木・建築・電 気・管・ほ装・造園の申請が対象】		○				



申請区分 添付書類	建設 工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務 委託
提出書類チェックリスト		○			○
業者情報調書		○			○
契約実績書		○			○
代理店及び特約店報告書		○			
印鑑証明書【法人のみ対象】又は 印鑑登録証明書【個人事業者のみ対象】 (写し可)		○			○
決算書類【法人のみ対象】又は確定申告 書等【個人事業者のみ対象】(申請日直 近2ヵ年分) (写し可)		○			○
許可、認可又は登録等の証明書等(写し 可)		○			○
一般事業主行動計画策定・変更届(受理 印のあるもの)の写し					○

別表2

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
災害時復旧協 力協定締結	<p>○平成26年12月1日現在、さいたま市長と「災害時における応急復旧業務に関する協定」又は「災害時における応急復旧業務に関する協定書」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること。</p> <p>○平成26年12月1日現在、さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、又は「震災時における復旧工事の協力に関する協定」を締結し、復旧工事に協力することとなっていること。</p> <p>○平成26年12月1日現在、さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定書」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること。</p>	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び
品質管理	公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合。 なお、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。	20点	全者・申請全業種
優秀建設工事業者表彰	平成25年度・平成26年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞1案件につき20点	受賞者・該当業種
地域加算	市内に建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に基づく主たる営業所を有する者	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性技術者の雇用	建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第7条第2号及び第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る女性技術者が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3ヵ月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。） なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記要件を加点対象とする。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
障害者雇用	○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者。 ○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者。 なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数		対象者及び
入札参加停止	平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点。	1月につき－5点		全者・申請全業種
環境への配慮等	公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、若しくは一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合。 なお、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。	20点		全者・申請全業種
子育て支援	次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合 なお、協同組合等については、当該協同組合等としての計画を策定し、届出を行った場合又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合を加点対象とする。	20点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
工事成績	①平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点（共同企業体での実績は除く。また、実績のないものは0点とする。）。	工事成績平均点	加減点	全者・該当業種
		82点以上	30点	
		79点以上 82点未満	20点	
		76点以上 79点未満	10点	
		65点以上 76点未満	0点	
		65点未満	－20点	
	②①の算出の基礎となった工事成績中65点に満たない案件があった場合。	1案件につき－5点		

評価項目	条件	付与点数	対象者及び															
CPDS/CPD (継続学習) の取組み状況	<p>CPDS/CPD (継続学習) に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。</p> <p>ただし、下記①～③については、平成21年10月1日から平成26年9月30日までの間に取得したものの、④については、平成22年4月1日から平成26年9月30日までの間に取得したものとする。</p> <p>①「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>②「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数</p> <p>③「公益社団法人土木学会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>④「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数</p> <p>なお、協同組合等については、申請時において、当該協同組合等に上記の要件を満たしている技術者が在籍している場合を加点对象とする。</p>	<p>①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～19</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>20～39</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>40～59</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>60～79</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>80～99</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>100～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	<p>市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者</p> <p>①対象業種 土木工事業 管工事業 ほ装工事業</p> <p>②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業</p> <p>③対象業種 土木工事業 管工事業 ほ装工事業</p> <p>④対象業種 造園工事業</p>	
		取得単位数	配点															
		1～19	1点															
		20～39	2点															
		40～59	4点															
		60～79	6点															
		80～99	8点															
		100～	10点															
		②建築CPD運営会議	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>12～23</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>24～35</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>36～47</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>48～59</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>60～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～11	1点	12～23	2点	24～35	4点	36～47	6点	48～59	8点	60～		10点
		取得単位数	配点															
		1～11	1点															
		12～23	2点															
		24～35	4点															
		36～47	6点															
		48～59	8点															
		60～	10点															
		③公益社団法人土木学会	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～49</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>50～99</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>100～ 149</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>150～ 199</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>200～ 249</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>250～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～49	1点	50～99	2点	100～ 149	4点	150～ 199	6点	200～ 249	8点	250～		10点
取得単位数	配点																	
1～49	1点																	
50～99	2点																	
100～ 149	4点																	
150～ 199	6点																	
200～ 249	8点																	
250～	10点																	
④造園CPD協議会	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～49</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>50～99</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>100～ 149</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>150～ 199</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>200～ 249</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>250～</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	取得単位数	配点	1～49	1点	50～99	2点	100～ 149	4点	150～ 199	6点	200～ 249	8点	250～	10点			
取得単位数	配点																	
1～49	1点																	
50～99	2点																	
100～ 149	4点																	
150～ 199	6点																	
200～ 249	8点																	
250～	10点																	
※申請業種ごとの上限は10点とする																		

別表3

## (1) 平均売上高

売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
数値	35点	33点	31点	29点	27点	25点
売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
数値	23点	21点	19点	17点	15点	13点
売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	
数値	11点	9点	7点	5点	3点	

## (2) 自己資本の額

自己資本の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
数値	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	
数値	5点	3点	2点	1点	-2点	

## (3) 流動比率

流動比率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
数値	15点	12点	9点	6点	3点	1点

## (4) 自己資本比率

自己資本比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
数値	15点	12点	9点	6点	3点	1点

## (5) 従業員数

従業員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
数値	10点	8点	6点	4点	1点

## (6) 営業期間

営業期間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
数値	10点	8点	6点	4点	2点	0点

(7) 障害者雇用

雇 用	法定雇用障害者数以上を雇用している	法定雇用障害者数以上を雇用していない
数 値	5点	0点

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がない場合、申請日時において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者。

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(8) 子育て支援

届 出 又は 認 定	有	無
数 値	5点	0点

○次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合

なお、協同組合等については、当該協同組合としての計画を策定し、届出を行った場合又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合を加点対象とする。

(9) ISO・エコアクション21認証取得

認 証 取 得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
数 値	5点	0点	5点	0点

○加点対象となる認証範囲は、建物管理等業務又は警備業務若しくは清掃業務の場合のいずれかとする。

なお、協同組合等については、当該協同組合として計画を策定し届出を行った場合を加点対象とする。

(10) 入札参加停止

入札参加停止	平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間の入札参加停止期間に応じて減点
数 値	1月につき-1点